

島根原子力発電所2号機に係る報告聴取結果

件名	島根原子力発電所2号機における運転上の制限の逸脱
報告聴取日時	令和8年2月27日(金)10:30~11:42
報告聴取者	島根県防災部原子力安全対策課 7名 松江市防災部原子力安全対策課 3名
報告者	中国電力島根原子力本部 広報部長ほか
報告聴取概要	令和8年2月26日17時00分に発生した島根原子力発電所2号機における運転上の制限の逸脱(保安規定第65条(65-9-3))について、中国電力から説明を受けた後、質疑を行い、事象の詳細や要求される措置の実施状況を確認した。
事象概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2月26日、定期事業者検査中(原子炉停止中)の島根原子力発電所2号機において、燃料プール監視設備のうち重大事故等発生時に使用する水位・温度計(燃料プール水位・温度(SA))による監視ができなくなったことから、中国電力は同日17時00分、原子炉施設保安規定に定める運転上の制限*を満足しない状態と宣言(常用の燃料プール水位計や温度計等によるプールの監視は継続) ・ 同日17時31分、当該計器が監視可能な状態となったことから、運転上の制限を満足しない状態から復帰 <p>* 運転上の制限: 多重の安全機能を確保するため、原子炉施設保安規定には予備も含めて動作可能な機器の必要台数等が定められている。一時的にこれを満足しない状態が発生すると、事業者は運転上の制限からの逸脱を宣言し、予め定められた時間内に修理等を行う事が求められる。</p>
確認事項	<p>【現場での作業状況】 以下のとおり、事象発生時の時系列や、事象発生前後に行っていた作業の状況等について確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事象発生日は、燃料プール水位・温度(SA)の制御盤等に電源を供給する直流電源装置の点検作業を実施しており、当該制御盤等は他系統の直流電源から電源を供給していた。 ・ 点検終了後、16時06分に本来の直流電源に復旧するための操作を行ったところ、中央制御室で当該制御盤等の異常を知らせる警報が発報した。 ・ 警報発報を受けて実施した現場確認により、燃料プール水位・温度(SA)の水位の指示表示灯が全て消灯し水位低下を示していることを確認したが、その他の計器により水位が低下していないことなどを確認したことから、燃料プール水位・温度(SA)が監視不能と判断し、17時00分に運転上の制限を満足しない状態であると宣言した。 ・ その後、当該計器自体に異常がないことを確認した上で当該計器を再起動し、測定データに異常がなく監視可能なことを確認したことから、17時31分に運転上の制限を満足しない状態からの復帰を判断した。 <p>【要求される措置の実施状況】 以下のとおり、保安規定に定める運転上の制限を逸脱した場合に要求される措置を適切に実施していることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該計器を動作可能な状況に復旧させる措置を速やかに開始していること。 ・ 燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近であり、水温が65℃以下であることを速やかに確認していること。 ・ 当該計器以外の重大事故等発生時に使用する燃料プール監視設備による監視が可能であることを速やかに確認していること。
指示事項	原因を究明するとともに、再発防止対策を実施すること。